

感染防止ガイドライン（2022年7月20日以降）

1. 健康管理上の注意

毎朝（登校日・在宅日）検温し、配布された「健康チェックシート」に体温等を記入する。

※チェックシートは、保護者管理の上で必ず記入し、家庭保管して下さい。なお、BLEND上で入力可能です。

朝、発熱等の風邪症状が見られた場合には、登校は控え自宅で休養する。

登校前に検温ができなかった場合は、校舎入り口に設置されたサーモセンサーで検温する。

風邪症状の確認ができなかった場合は、登校時教室に入る前に、保健室へ行き、養護教諭の指示に従う。

登校後、発熱等の風邪症状を自覚した場合は、無理をせず保健室に行き、養護教諭の指示に従う。

養護教諭の判断により、帰宅することになった場合は、症状がなくなるまでは自宅で休養する。

本人・家族等に風邪症状等感染の疑いがある場合は、学校へ必ず連絡し、登校を控える（「11. 新型コロナウイルス感染症に関連した学校の対応及びご家庭へのお願い」を参照のこと）。登校できるようになったら、登校許可書（HP上にあります）に各家庭で記入し、学校に提出する。

登校すべきでないとして学校長により判断された場合の出欠の扱いについては、「欠席日数」とはせず、「出席停止」として記録する。

※登校に際して不安がある場合には、担任までご相談下さい。新型コロナウイルス感染症に備えて欠席をする場合は、「出席停止」となります。

<感染が判明した場合>

感染判明後、最低10日間は「出席停止」とし、その間は医療機関の指示に従う。また再登校する前に医師の診断を受け、登校許可書に必要事項を記入してもらい、再登校初日に生徒が持参し、保健室に提出すること。

生徒が濃厚接触者と特定された場合には、保健所から指定された濃厚接触日から7日間の「出席停止」の措置をとる。

2. 校内における衛生管理・手洗いについて

用具や物品の共用は可能な限り避けるように努める。使用前後に必ず手洗いをする。

※教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所は、本校本務員が1日1回以上消毒液を使用して消毒を行う。

ウォータークーラー（冷水機）は当面使用禁止とするため、各自水筒等を持参すること。

手洗いはこまめに流水（とせっけん）で行う。

●外から校内に入った時（登校後、体育終了後等）、トイレ使用后、昼食前後などは必ず手洗いをする。

●各自ハンドタオル、ハンカチを持参し、他の人との使いまわしはしないこと。

3. マスク着用について

通学時及び校内では、必ずマスクを着用する。ただし、夏期は熱中症対策として息苦しいときにはマスクを外しても構わないが、他人との距離を十分に取って会話は控える。

4. 授業時及び休み時間の注意

授業時及び休み時間では、2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる）を広く開けて換気を行う。

- 冷暖房使用時も、換気が滞らないように、校庭側・廊下側2方向、少しだけでも必ず開けた状態にする。
 - （校庭側）教室の上の窓は閉め、下の窓を少し開ける。
 - （廊下側）教室前後のドアは少し開け、ロッカー上の窓も開ける。
- 人の密度が高くならないように配慮する。
- 各教室の廊下側上方部の窓は常に開けておく。

5. 昼休み時間の注意

- 2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気を行う。
- 各教室の廊下側上方部の窓は常に開けておく。

6. 昼食についての注意

- 食事の前には必ず手洗いをする。
- 飛沫感染防止のため、同じ方向を向いて黙って食事をする。互いに向かい合って食べることはしない。
- 席の前後左右できるだけ間隔を取るよう心掛ける。
- 昼食時に出たゴミは、各自必ず持ち帰ること。
- 水筒を各自持参すること。
- 登校後に、昼食を購入するために校外へ出ることはしない。
- 校内における飲料・パン類の購入時は、床に引かれたラインにしたがって一列に並び、前後の人と間隔を空けるように注意する。

7. 集会について

- 体育館での全校集会は、当面実施を見合わせ、各教室のテレビ中継で行う。
- 学年規模の集会場所は、原則体育館とするが、集会の内容・時間によっては講堂も可とする。

8. クラブ活動

- 十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、怪我防止には十分に留意する。
- 密集する活動や、互いに近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないこと。密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- 感染の拡大防止の観点から、長時間の活動は避け、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。
- 屋内で実施するクラブ活動については、2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる）を広く開けて換気を行う。
- 冷暖房使用時も、換気が滞らないように、校庭側・廊下側2方向、少しだけでも必ず開けた状態にする。
 - （校庭側）教室の上の窓は閉め、下の窓を少し開ける。
 - （廊下側）教室前後のドアは少し開け、ロッカー上の窓も開ける。
- 普通教室使用時は、生徒同士の間隔を十分確保する。
- 部室等の利用に当たっては、生徒の在室を2名程にとどめ、短時間の利用とし、一斉に利用しないよう注意する。
- 更衣室使用時は、定期的に換気するとともに、小グループに分かれて短時間で利用し、密集した状態にならないよう注意する。
- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止に努めること。
- クラブ活動で使用する用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、クラブ活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。

9. 放課後や休日について

- 活動終了後は速やかに帰宅する。感染状況に留意して、会食やカラオケなどの機会を減らし、感染リスクを下げる。

10. ご家庭における感染症対策の強化について

- 外出時におけるより一層の注意(外出先の換気環境, 混雑具合の確認)
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット (マスクの着用)
- 十分な換気へのこれまで以上の留意

11. 新型コロナウイルス感染症に関連した学校の対応及びご家庭へのお願い

- ① 生徒本人が体調不良の場合は登校を控え、必ず医師の診断を受ける(※)。その際必ず学校に連絡を入れる。診断の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがなければ、登校可能。感染を疑われ、PCR検査など(抗原検査を含む)を受けて陽性となった場合は、保健所の指示に従う。その際も必ず学校に連絡を入れる。→学校対応として⑧⑨⑩参照
- ② 感染の疑いはあるが、すぐに検査を受けられず検査待ちの状況である場合も、学校に連絡を入れ、登校を控える。
- ③ 生徒の家族に、濃厚接触に認定された方あるいは体調不良の方がいた場合は、学校に連絡を入れ、登校を控える。
- ④ 生徒の家族に、濃厚接触に認定された方あるいは体調不良の方がいた場合、該当の方がPCR検査など(抗原検査を含む)で陰性、または医師によって感染の疑いがないと判断されれば、生徒の登校は可能。
- ⑤ 生徒の家族が、濃厚接触に認定された場合あるいは体調不良の方が検査の結果陽性となった場合、保健所から生徒本人も濃厚接触者と判断された場合、生徒は7日間の出席停止措置。ただし、家庭内でも濃厚接触にはあたらないと保健所に判断された場合は登校が可能。
- ⑥ 生徒が陽性となった場合、行動履歴の確認をし、学校として周囲に注意喚起をする
(※) …ちょっとした鼻水や咳、発熱でも、新型コロナウイルス感染症の発症による場合もあります。十分に気をつけてください。

12. カウンセリングルームの活用

- カウンセリングルームでは、スクールカウンセラーによる相談を受け付けているので、不安に思うことなどがある場合には、必要に応じて、積極的に活用することが望まれる。

(注)

※ 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの2020年5月13日付通達に基づき、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」(2020年5月13日時点)、及び東京都教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(都立学校)」(2020年5月28日及び6月19日)を参照して、本校としての「感染防止ガイドライン」を策定しました。

※ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2021年4月28日)を踏まえながら、直近の感染状況に鑑み、さまざまケースにおける学校の対応をより具体的に明記することがさらなる感染防止につながると判断し、ガイドラインの改訂に至りました(2021年5月25日)。

※ この度、厚労省からの通達「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(2022年1月14日)を踏まえ、本ガイドラインを改訂しました(2022年1月18日)。

※ 厚労省「BA.5系統への置き換わりを見据対応の基本的考え方えた感染拡大への対応」(2022年7月15日)を踏まえ、本ガイドラインを改訂しました(2022年7月20日)。